

第 5 章 介護給付費等対象サービス

第5章 介護給付費等対象サービス

1 人口及び被保険者の推移

■人口推移（単位：人）

※（ ）内は総人口に対する割合（%）を示す

	平成27年	平成28年	平成29年	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)
総人口	113,462	112,800	112,018	111,193	110,436	109,661
40～64歳	38,992	38,569	38,227	37,640	37,190	36,733
65～69歳	9,636	10,132	9,666	8,463	8,072	7,679
70～74歳	7,547	7,157	7,491	8,548	8,881	9,214
75～79歳	5,733	5,974	6,322	6,362	6,572	6,781
80～84歳	4,117	4,309	4,443	4,562	4,710	4,857
85歳以上	3,875	4,093	4,337	4,580	4,816	5,050
高齢者	30,908 (27.2%)	31,665 (28.1%)	32,259 (28.8%)	32,515 (29.2%)	33,051 (29.9%)	33,581 (30.6%)
前期高齢者	17,183 (15.1%)	17,289 (15.3%)	17,157 (15.3%)	17,010 (15.3%)	16,953 (15.4%)	16,893 (15.4%)
後期高齢者	13,725 (12.1%)	14,376 (12.7%)	15,102 (13.5%)	15,505 (13.9%)	16,098 (14.6%)	16,688 (15.2%)

	2021年 (平成33年)	2022年 (平成34年)	2023年 (平成35年)	2024年 (平成36年)	2025年 (平成37年)
総人口	108,695	107,748	106,805	105,856	104,908
40～64歳	36,277	35,825	35,375	34,922	34,471
65～69歳	7,494	7,310	7,126	6,942	6,758
70～74歳	8,843	8,473	8,103	7,734	7,364
75～79歳	7,087	7,394	7,702	8,009	8,317
80～84歳	5,048	5,240	5,432	5,625	5,816
85歳以上	5,300	5,551	5,805	6,055	6,306
高齢者	33,772 (31.1%)	33,968 (31.5%)	34,168 (32.0%)	34,365 (32.5%)	34,561 (32.9%)
前期高齢者	16,337 (15.0%)	15,783 (14.6%)	15,229 (14.3%)	14,676 (13.9%)	14,122 (13.5%)
後期高齢者	17,435 (16.0%)	18,185 (16.9%)	18,939 (17.7%)	19,689 (18.6%)	20,439 (19.5%)

（出典：多治見市高齢福祉課）

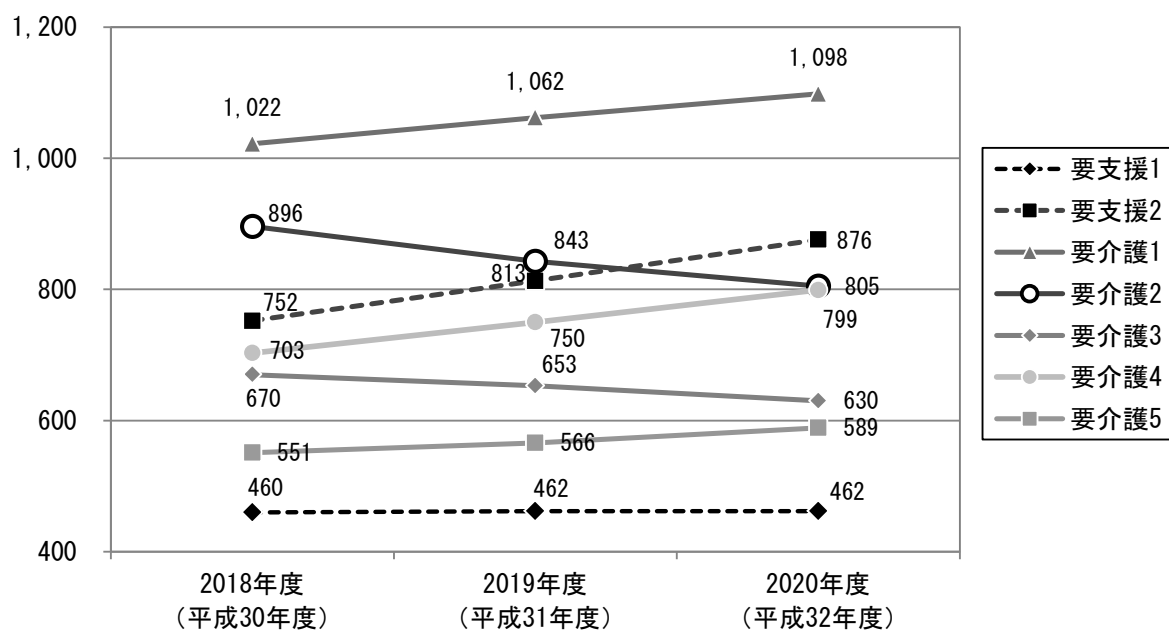
2 要介護(要支援)認定者数の推移

- ・要介護(要支援)認定者数は、計画の最終年度となる2020年度(平成32年度)には、約5,200人になると推計されます。
- ・そのうち、第1号被保険者については、平成29年度現在(4,784人)から5%増の約5,000人に増加すると推計されており、高齢者人口の増加に伴い要介護(要支援)認定者数も毎年増加が見込まれています。
- ・要介護別では、特に「要支援2」の認定者数の増加率が高いと予想されます。

■要介護度別認定者数の推移 (単位:人)

要介護度	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
要支援1	460	462	462
要支援2	752	813	876
要介護1	1,022	1,062	1,098
要介護2	896	843	805
要介護3	670	653	630
要介護4	703	750	799
要介護5	551	566	589
合計	5,054	5,149	5,259
うち第1号被保険者	4,900	4,993	5,099
うち第2号被保険者	154	156	160

要介護度別認定者数の推移 (単位:人)



3 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

■居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推移（単位：千円）

サービス種別	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居宅サービス			
① 訪問介護	584,637	602,719	624,201
② 訪問入浴介護	64,167	66,481	70,235
③ 訪問看護	110,944	114,510	118,322
④ 訪問リハビリテーション	7,294	7,822	8,622
⑤ 居宅療養管理指導	72,038	75,938	81,366
⑥ 通所介護	1,181,034	1,201,575	1,234,916
⑦ 通所リハビリテーション	151,102	151,963	155,284
⑧ 短期入所生活介護	480,503	489,161	499,643
⑨ 短期入所療養介護	72,203	81,146	88,159
⑩ 福祉用具貸与	246,264	251,210	257,008
⑪ 特定福祉用具購入費	7,644	8,152	8,309
⑫ 住宅改修費	25,885	26,300	26,807
⑬ 特定施設入居者生活介護	448,352	498,425	568,191
小計	3,452,067	3,575,402	3,741,063
地域密着型サービス			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
② 認知症対応型通所介護	2,738	2,782	2,835
③ 小規模多機能型居宅介護	147,371	157,287	158,892
④ 認知症対応型共同生活介護	620,966	641,372	663,680
⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	218,163	221,663	225,940
⑥ 地域密着型通所介護	893,703	917,293	941,572
小計	1,882,941	1,940,397	1,992,919
施設サービス			
① 介護老人福祉施設	1,590,786	1,658,565	1,749,690
② 介護老人保健施設	890,141	1,004,988	1,024,382
③ 介護医療院	0	0	0
④ 介護療養型医療施設	34,104	34,651	35,320
小計	2,515,031	2,698,204	2,809,392
居宅介護支援			
居宅介護支援	431,787	435,291	445,966
合計	8,281,826	8,649,294	8,989,340

4 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

・介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行のため介護予防サービス給付費から除外となりました。

■介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計 (単位：千円)

サービス種別	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防サービス			
① 介護予防訪問入浴介護	523	531	541
② 介護予防訪問看護	14,925	15,369	16,026
③ 介護予防訪問リハビリテーション	1,288	1,332	1,379
④ 介護予防居宅療養管理指導	3,283	3,263	3,355
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	20,392	24,256	28,330
⑥ 介護予防短期入所生活介護	3,694	4,047	3,587
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑧ 介護予防福祉用具貸与	18,290	18,968	19,605
⑨ 介護予防福祉用具購入費	1,781	1,809	2,139
⑩ 介護予防住宅改修	13,934	14,158	14,431
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	40,162	42,317	44,674
小計	118,272	126,050	134,067
地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	3,621	3,679	4,662
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
小計	3,621	3,679	4,662
介護予防支援			
介護予防支援	20,566	15,979	16,288
小計	20,566	15,979	16,288
合計	142,459	145,708	155,017

5 地域支援事業費の推計

■地域支援事業費の推計 (単位：千円)

事業名	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
① 介護予防・日常生活支援総合事業費	294,163	308,170	338,987
② 包括的支援事業・任意事業費	138,229	133,621	135,625
合計	432,391	441,791	474,612

6 標準給付費の推計

■標準給付費の推計（単位：円）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
総給付費	8,424,285,000	8,795,002,000	9,144,357,000
特定入所者介護サービス等給付額	306,622,887	314,288,459	322,145,670
高額介護サービス等給付額	186,126,338	204,738,972	225,212,869
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,899,977	28,809,875	30,855,376
算定対象審査支払手数料	8,117,840	8,718,620	9,363,736
標準給付費	8,952,052,042	9,351,557,926	9,731,934,651

7 介護保険の財源内訳

- ・介護保険は、社会全体で支える制度として、概ね半分を公費、半分を高齢者等の保険料で運営されています。介護給付費の国庫負担金と都道府県負担金については、居宅サービス給付費と施設サービス給付費とでは負担割合が異なります。
- ・介護保険財源の基本的な内訳は以下のとおりです。

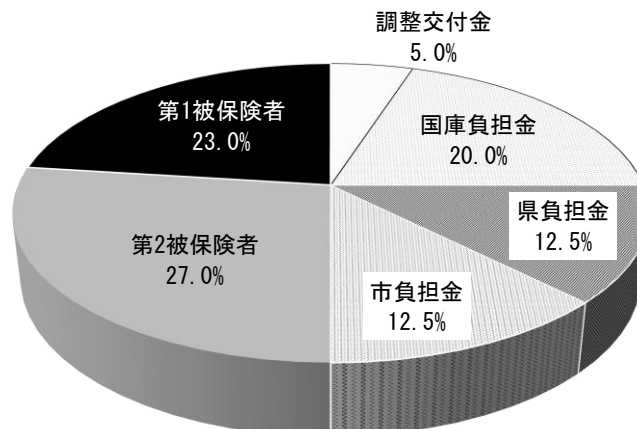
■公費

- ①国庫負担金〔居宅〕20.0%、〔施設〕15.0%
- ②調整交付金 5%
- ③県負担金〔居宅〕12.5%、〔施設〕17.5%
- ④市負担金 12.5%

■保険料

- ①第1号被保険者保険料 23%
- ②第2号被保険者保険料 27%

第7期介護保険運営期間における財源内訳



※施設分の場合、
国庫負担金は15%、
県負担金は17.5%

8 第1号被保険者の保険料

・第7期介護保険料収納費用額は、以下のとおり算出されます。

■第1号被保険者数 (単位：人)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
第1号被保険者数	32,515	33,051	33,581
前期高齢者(65～74歳)	17,010	16,953	16,893
後期高齢者(75歳以上)	15,505	16,098	16,688
所得段階別加入割合補正被保険者数	33,724	34,584	35,239

■保険料収納必要額の算定 (単位：円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
A 標準給付費見込額	8,952,052,042	9,351,557,926	9,731,934,651
B 地域支援事業費	432,390,492	441,790,601	474,611,894
介護予防・日常生活支援総合事業費	294,162,118	308,169,839	338,986,822
包括的支援事業・任意事業費	138,228,374	133,620,762	135,625,072
C 小計(A+B)	9,384,442,534	9,793,348,527	10,206,546,545
D 第1号被保険者負担相当額	2,158,421,783	2,252,470,161	2,347,505,705
E 調整交付金額相当額	447,602,602	467,577,896	486,596,733
F 調整交付金見込交付割合	2.84%	3.00%	3.20%
G 後期高齢者加入割合補正係数	1.0549	1.0386	1.0274
H 所得段階別加入割合補正係数	1.0372	1.0464	1.0494
I 調整交付金見込見込額	253,803,561	280,940,948	311,723,834
J 第1号被保険者負担分割合	23%	23%	23%
K 財政安定化基金取崩による交付額	0	0	0
L 介護給付費準備基金取崩額	0円		
M 保険料収納必要額	3年間で7,313,706,538円		
N 予定保険料収納率	99.00%	99.00%	99.00%
O 所得段階別加入割合補正後被保険者数	33,724人	34,584人	35,239人

$$C = A + B$$

$$D = C \times J$$

$$E = A \times 5\%$$

$$F = (23\% + 5\%) - (23\% \times G \times H)$$

$$I = A \times F$$

$$M = D + E - I - K - L$$

9 保険料基準額

- ・保険料基準額は以下のとおりです。

第7期保険料基準額	5,950 円
-----------	---------

- ・保険料基準月額＝
(保険料収納必要額) ÷ (予定保険料収納率見込) ÷ (所得段階別加入割合補正後被保険者数) ÷ 12月
- ・第7期介護保険事業における第1号被保険者の保険料は、以下のとおりです。

■第7期保険料

	対 象	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.45	32,130円
第2段階	・住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	基準額 × 0.65	46,410円
第3段階	・住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 × 0.75	53,550円
第4段階	・住民税非課税世帯で、本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.90	64,260円
第5段階	・住民税課税世帯で、本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える	基準額 × 1.00	71,400円
第6段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得が120万円未満	基準額 × 1.15	82,110円
第7段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.30	92,820円
第8段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	107,100円
第9段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 × 1.70	121,380円
第10段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	基準額 × 1.80	128,520円
第11段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	基準額 × 1.90	135,660円
第12段階	・本人住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.00	142,800円

10 第2号被保険者の保険料

- ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険制度により異なりますが、政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合等は事業主と被保険者が負担し、半分を国の負担金で賄っています。
- ・保険料徴収については、それぞれの医療保険料と一体的に徴収され、徴収された保険料は、全国で社会保険診療報酬支払基金にプールされます。社会保険診療報酬支払基金から、40歳以上人口に占める65歳以上人口の構成比率（2018年度から2020年度は27%）で各保険者に交付されます。